

飲料水宅配サービスご利用規約 (2020年1月1日改定)

株式会社坊っちゃん電力(以下「当社」という)は高品質の飲料水(以下「商品」という)を宅配形式で販売するシステムを運営しています。本規約は、当社との間で飲料水宅配サービス(以下「サービス」という)の利用契約(以下「本契約」という)を締結されたお客さまに適用されます。本規約に記す「利用料金」および「手数料」の金額は別紙「商品・手数料一覧」に明記するものです。



第1条 定期購入の申し込み

- お客さまはサービスの申し込み時に、当社が定めたフォーマットに従い、以下の各項目(以下 総称して「届出事項」という)について、届け出をしていただかなければなりません。
 - お客さま(契約者)の氏名・住所・連絡先電話番号・メールアドレス
 - 商品および契約プラン
 - ウォーターサーバー(以下「サーバー」という)の種類
 - 初回の配送希望日
 - 商品の1回あたりの配送本数およびその周期、配送希望曜日、時間帯
 - お支払いいただくクレジットカード情報または金融機関の口座情報
- 書面による申し込みの場合
届出事項を書面化したものを「申込書」といい、申込書の作成をもって、お客さまと当社との間で本契約は締結されたものとします。
- タブレット端末入力の場合
お客さまは当社または営業代理店の指定するタブレット端末に届出事項を入力することで、本契約の申し込みとすることができます。この場合、当社または営業代理店が、お客さまが入力した届出事項を確認したときに、お客さまと当社との間で本契約は締結されたものとします。
- テレマーケティング申し込みの場合
お客さまがテレマーケティングにより、申し込みされる場合、口頭にてお聞かせいただく届出事項を相互に確認したときに、本契約の申し込みとみなします。申し込みの後、10日以内を目安に「契約内容確認書」、「利用規約」、「重要事項説明書」等を送付いたします。お客さまには記載内容を確認の後、署名のうえ、返送いただきます。当社がお客さまから返送いただく「契約内容確認書」、「利用規約」、「重要事項説明書」を受領した日、またはお客さまが初回の商品を受領した日のいずれか早い日をもってお客さまと当社との間で本契約は締結されたものとします。

第2条 届出事項の変更

- お客さまが届出事項の変更をご希望される場合は、電話、メールにて当社まで連絡いただきます。氏名、住所、連絡先電話番号等に変更が生じた場合は、当社まで遅滞なく変更内容を申し出いただかなければなりません。

株式会社坊っちゃん電力

電話番号：089-905-6577 メールアドレス：info@e-botchan.jp

- お客さまから前項の申し出がなく、当社からの送付書類等が遅着、不着となった場合であっても、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第3条 利用料金のお支払い

- お客さまにはサービスの利用開始日を起算日として、届出事項と利用実績に基づく利用料金(レンタル料金・商品代金・追加配送料等)をお支払いいただきます。
- クレジットカード、口座振替等後払いの場合
 - 毎月、月末を締め日として、毎月1日～月末までの1ヶ月単位でサービス利用料金をお支払いいただきます。
 - 支払期日を経過してお支払いが確認できなかった場合、当社はサービスを停止のうえ、お支払いの催促をします。利用料金の完済を確認した後、当社はサービスを再開します。
 - 支払期日を経過してお支払いがなされなかった場合、当社は、未払いの請求額に、支払期日の翌日から年利14.6%を乗じて算定した遅延損害金を、加算して請求することができます。更に、支払督促や訴訟等の法的手続きに至った場合、お客さまはその法定費用を加算した額が支払い額となります。
- 電気又はガスの供給契約を締結されている場合の一括支払い
お客さまが当社との間で電気又はガスの供給契約を締結されている場合、契約解除時を除き、水、電気及びガスの料金は一括してお支払いいただき、お支払い額が合計額に不足する場合には、各料金の額に応じて按分して充当されるものといたします。

第4条 配送

- お客さまの指定どおりに商品を配送するためには、第1条の届出事項を完備する必要があります。届出事項に不備があれば、不備が解消されるまでの間、商品の配送を保留いたします。
- 初回配送
サーバーとその付属品、および商品を配送します。
サーバー設置および水ボットのセットは、お客さまが行っていただく作業となります。サーバーに同梱されている取扱説明書に従って設置してください。

- 最後のサービス提供から、連絡なく3ヶ月を経過してサービスが中断した場合
- 正当な理由なくして商品の受け取りを拒否した場合
- 本項各号に準じる事情により、当社がサービスの提供を不適当と判断した場合

- 本条に基づき当社が本契約を解除した場合は、当社はその旨お客さまに通知します。お客さまは、指定された期日までに、当社に対する債務を清算しなければなりません。

第11条 当社の免責

- 当社は以下の事由によりサービスの停止を余儀なくされた場合、その履行責任および損害賠償責任を免れるものとします。
 - 天災、地災等の損害を被ったとき。
 - 法令の制定、改廃、行政指導があったとき。
 - サービスの運営が困難な重大な事由が生じたとき。
 - 第10条第1項の場合に該当したとき。
 - その他、前各号と同等の事由が生じたとき。
- 前項の事由が解消される見込みのない場合、当社はサービスの提供を停止することができます。
- お客さまが第8条の遵守事項に反してサービスを利用したことにより生じた損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第12条 損害賠償

- お客さまが、故意過失または第8条の遵守事項に反してサービスを利用したことにより、サーバーを破損した場合、当該サーバーの時価相当額分を賠償しなければなりません。
- 解約の申し出後にお客さまのご都合によりサーバーおよび付属品を返却いただけない場合、お客さまは、1台あたり30,000円(税別)を支払わなければなりません。
- 前二項の他、お客さまが当社の資産や事業に損害を与えたときは、お客さまはその損害を賠償しなければなりません。

第13条 個人情報の取り扱い

- 当社が第1条により取得した届出事項は当社個人情報保護方針に基づき厳重に取扱いたします。当社個人情報保護方針は以下のホームページをご確認ください。

株式会社坊っちゃん電力 個人情報保護方針

URL: <https://www.e-botchan.jp/privacy/>



- 当社はWebページのアクセス情報を集計する為、Cookie(注1)やWebビーコン(注2)を使用しています。今後、インターネット特有の各種テクノロジーを使用することがあります。
注1:「Cookie」お客さまに関する情報やサイト利用日時、利用回数などを記録する技術のひとつです。
注2:「Webビーコン」Webページに埋め込まれた情報収集用の画像。お客さまのアクセス動向を収集する為に用いることがあります。

第14条 反社会的勢力の排除および反社会的行為の自粛

- お客さまは本契約の締結時および将来にわたり、次の各号の事項を誓約せねばなりません。
 - 自己または自己の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が、下記に掲げる者(以下総称して「反社会的勢力」という)でないこと。
 - 暴力団、暴力団関係企業、または暴力団関係政治団体。
 - 暴力団員等の暴力団構成員、またはその他暴力団関係者。
 - 総会屋、社会運動標榜ゴロ、会社ゴロ、または特殊知能暴力集団等。
 - その他上記に準ずる者。
 - 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結していないこと。
 - 自営業または法人の場合、反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと
 - 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していないこと。
 - 反社会的勢力に対して、資金等の提供または便宜の供与等をしていないこと。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - 自己等がまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関する脅迫的な言動、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為。
- 当社はお客さまが前項各号の何れかに違反した場合には、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができます。

第15条 利用規約および利用料金の変更・承認

- 当社は必要に応じ、いつでも本規約を変更できます。
- 規約を変更した場合、当社ホームページに変更の内容を公開するものとし、公開された後、お客さまが通常通りサービスを利用した時、変更事項を承認したものとみなします。
- 当社は経済情勢の変化、関係法令の変更等、諸事情により、いつでも利用料金ならびに各種手数料を変更することができます。変更する場合は、あらかじめ合理的な事前告知期間を設け、当社ホームページに変更の内容を公開するとともにお客さまに対する不利益を緩和するための合理的措置を講じるものとします。お客さまが通常通りサービスを利用した時、変更事項を承認したものとみなします。

3.定期配送

当社は定期的(届出事項としてお客さまが指定された周期および曜日)に、指定の商品を配送します。水ボットの交換はお客さまが行っていただく作業となります。

4.追加配送

お客さまの希望により、届出事項以外に追加して商品を配送することができます。注文は偶数単位の本数とし、当社事務局まで連絡いただきます。商品の配送は翌日以降となり、配送地域により異なります。

第5条 定期配送のキャンセル

- 届出事項に基づく商品の定期配送をキャンセルする場合、商品配送の8日前までに当社まで連絡いただけます。
- 商品の定期配送を連続してキャンセルする場合、2ヶ月迄とします。止むを得ない事由により3ヶ月以上の長期にわたりサービスの休止を希望する際は、事前に当社事務局へ連絡いただきます。但し、3ヶ月以上のキャンセル、休止を申し出された場合、定期配送が再開されるまでの期間、休止手数料をお支払いいただきます。

第6条 商品の返品

- お客さまから第2条の申し出がなく、当社が届出事項の住所に配達しても受取られないことなく、当社に返送となった場合は商品の返品とみなします。
- 前条、第1項および第2項の規定に反し、配送予定日の8日前までに当社への連絡なく、当社に返送となった場合は商品の返品とみなします。
- 返品となった場合、お客さまは一配送ごとに商品代金、返品手数料の他、配送地域、支払方法により追加配送料、代金引換手数料をお支払いいただきます。

第7条 ウォーターサーバー

- サーバーの所有権は当社が有します。お客さまはサーバーを第三者へ譲渡または貸与してはなりません。
- 本契約を解約される場合、ウォーターサーバーの取り扱いは第9条第4項の通りとなります。
- お客さまの希望によりサーバーの交換ができます。この場合、以下の交換手数料のお支払いをもって交換を行います。
 - お客さまがサービスの利用開始、または直近のサーバー交換から5年未満の期間中に交換を希望される場合、交換手数料として12,000円(税別)をお支払いいただきます。
 - 5年以上を経過した場合、無料でサーバーの交換ができます。

第8条 遵守事項

- お客さまは商品の品質確保のため、以下の事項を遵守しなければなりません。
 - 商品は賞味期限内に消費すること。
 - サーバーは付属の取扱説明書およびマニュアルに従い善良に取り扱うこと。
 - サーバーに他社の水ボトルを接続しないこと。
 - サーバーおよび水ボトルを加工しないこと。
 - その他、当社が指定した禁止行為をしないこと。

第9条 解約

- お客さまが本契約の解約を希望される場合、次回の商品配送予定日の8日前までに当社まで申し出いただけます。
- お客さまが本契約の解約をされる際、第17条のクーリング・オフ適用期間経過後、利用開始日より2年未満(3年うきパックの場合は3年未満)の解約は、解約金をお支払いいただきます。なお、利用開始日前であってもクーリング・オフ適用期間経過後は解約金をお支払いいただきます。
- サービスの利用期間中に生じた当社に対するお客さまの債務は、解約後1ヶ月以内に清算するものとし、万一、支払いが期日を経過した際には第3条第2項第3号に従うものとします。
- お客さまが本契約を解約される場合、解約の申し出から1ヶ月以内にサーバーを当社に返却しなくてはなりません。尚、返却期限を超過しての返却の場合は1ヶ月あたり1,000円(税別)のサーバー返却延滞料をお支払いいただきます。

第10条 解除

- お客さまが次のいずれかの事由に該当した場合、当社は通知、催告等をせずに本契約を解除することができます。
 - 申込書の作成に際し、氏名、住所等お客さまの特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の届出がなされた場合
 - 利用料金の支払いに遅延が生じた場合
 - お客さまの信用状況が悪化したと判断した場合
 - 当社の名誉を棄損し、その他の権利を害した場合
 - 他のお客さまに対する迷惑行為がなされた場合
 - 本規約上の義務規定や禁止規定に違反し、当社の改善勧告にも拘わらず改善しない場合
 - お客さまに当社との信頼関係を著しく害する言動等があり、当社がサービスの提供を不適当と判断した場合

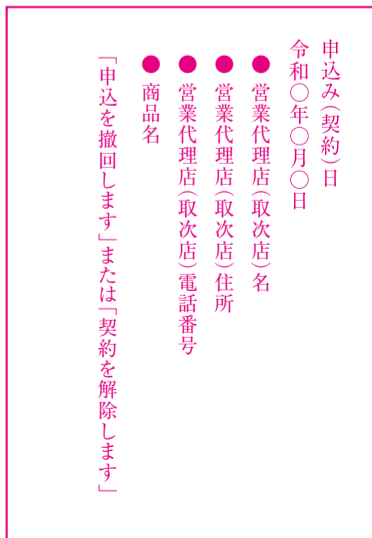
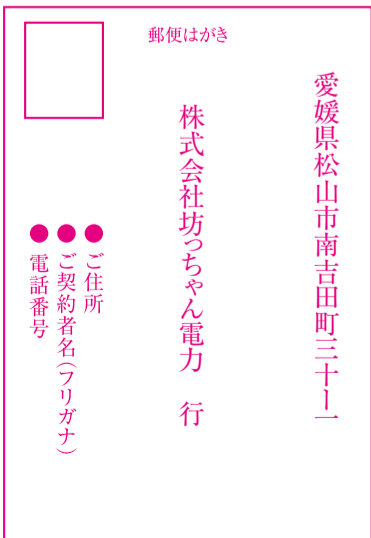
第16条 営業代理店

- 当社は、営業代理店をして、本契約の締結をすることができます。
- 本契約締結時にお客さまが営業代理店に届け出られた事項は、申込書に記載されたもの、またはタブレット端末に入力されたものに限り、届出事項として有効となります。
- 届出事項以外にお客さまが営業代理店に申し出られた事項については、当社は一切責任を負いません。
- お客さまは届出事項の変更、本契約の解約、その他本契約に関する確認、問い合わせ等、すべて当社事務局に申し出いただくかなければなりません。これらの事項につき営業代理店に申し出られても、すべて無効となります。

第17条 クーリング・オフ

クーリング・オフのお知らせ

- お客さまが第1条とは異なり、訪問販売または電話勧誘販売等で本契約を申し込まれた場合、本書面を受領された日、または本規約に同意された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回を行うことができ、これを「クーリング・オフ」といいます。
- クーリング・オフの効力は書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生し、お客さまには以下の効果が生じます。
 - 申し込みの撤回による損害賠償および違約金の支払義務を免れる。
 - すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用は、当社が負担する。
 - すでに商品代金若しくは対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができる。
 - すでに商品を消費していた場合、それにより得られた利益に相当する金銭の支払い義務を免れる。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げる為に当社または営業代理店が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認した場合、または威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、初回の商品配送日から8日を経過するまでは、クーリング・オフすることができます。
- お客さまがクーリング・オフをする場合は、必要事項をはがき等(簡易書留が確実です)に記入のうえ、下記の当社ケア事業部宛に郵送ください。
 - 必要事項
 - 契約者氏名(フリガナを付けてください) ②契約者住所 ③契約者連絡先電話番号 ④契約申込年月日 ⑤商品名 ⑥営業代理店の名称 ⑦営業代理店の住所 ⑧営業代理店の電話番号 ⑨申込撤回の意思表示(「申込を撤回します」または「契約を解除します」と記入ください)
 - 郵送先
株式会社坊っちゃん電力
〒791-8042 愛媛県松山市南吉田町30-1



第18条 裁判管轄

- 万一、当社との間で法的な係争が生じた場合は、松山地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに、予め合意するものとします。